

2021年11月22日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード：8303 東証第一部)

新株予約権無償割当て及び臨時株主総会招集に係る基準日設定に関するお知らせ

当行は、本日付の取締役会決議において、新株予約権無償割当て及び臨時株主総会招集のための基準日設定について、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権無償割当てに係る基準日等について

当行は、2021年10月21日付で公表しました「SBI地銀ホールディングス株式会社からの当行株式を対象とする公開買付けに関する臨時株主総会の開催に関するお知らせ」に記載のとおり、SBI地銀ホールディングス株式会社による当行株式を対象とする公開買付けについて、当行の買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）に基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関して、当行の株主の皆様の総体的な意思を確認するための臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することについて決議しておりました（なお、本臨時株主総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当行取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しないことといたします。）。

当行は、本臨時株主総会において本プランに基づく対抗措置としての新株予約権の無償割当てが承認された場合、2021年12月8日（水曜日）を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、当行普通株式1株につき1個の割合で甲種新株予約権（本プランにおいて定義された意味を有します。）の無償割当てを行う予定です。これに備えて、2021年12月8日（水曜日）を基準日と定め、甲種新株予約権の無償割当てを受けることができる株主といたします。

- (1) 基準日 2021年12月8日（水曜日）
- (2) 公告日 2021年11月22日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当行ホームページに掲載いたします。）
(<https://www.shinseibank.com/corporate/ir/announcement/index.html>)

2. 臨時株主総会の開催予定日及び付議議案について

また、当行は、今後も、株主の皆さまにお諮りすべき事項が生ずる事態に備え、2021年12月8日（水曜日）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、2021年12月8日（水曜日）から3ヶ月以内に開催する可能性のある臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主といたします。基準日から3ヶ月以内に開催する可能性のある臨時株主総会の開催日時及び開催場所、付議議案の詳細につきましては、今後、当該臨時株主総会の開催が必要となった際に、当行取締役会において決定しお知らせいたします。

以 上



お問い合わせ先

新生銀行 グループ IR・広報部

報道機関のみなさま： Shinsei_PR@shinseibank.com

(担当：下村、紀、伊佐)

株主・投資家のみなさま： Shinsei_IR@shinseibank.com

(担当：高田、朝間、持田)